

質問回答

2015年7月13日

「アフリカ地域南部アフリカパワープール情報収集・確認調査」

(公示日:2015年7月1日/公示番号:150469)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|---|
| 1 | 別紙 P3. 「本邦企業との面談は所管の JICA 職員が同席する」～本邦企業との面談に関する質問 | 別紙 p3 に記載の本邦技術に係る情報に、「本邦企業との面談は所管の JICA 職員が同席する」となっています。調査団員が JICA 本部へ赴き、JICA 本部にて企業との面談を想定していますが、想定日数の国内移動旅費を計上してもよろしいでしょうか。 | JICA本部にて、面談を実施頂く必要はありません。しかしながら、面談先として想定される企業の多くが首都圏に位置していることから、地方等から首都圏(東京)への移動が発生する場合は、移動旅費のみを本見積りに計上下さい。 |
| 2 | 別紙 P4. (2)本邦企業向けセミナーの開始 セミナーの時期 | 「調査開始時に本邦企業向けのセミナーを実施し」とありますが、これは第一次フェーズ内であれば、コンサルタント側で具体的な時期の設定が自由にできるという理解でしょうか。同別紙 P.7 の「業務の工程」において、フェーズ 1 の期間に開催ということは確認しております。具体的には、一次現地調査後を想定しております。 | 6. フェーズ1の(2)のとおり、調査開始時に本邦企業向けのセミナーを実施し、本調査の調査項目・スケジュールを共有することを想定しており、第一次現地調査前の実施が相応しいと想定されますが、代替案が有る場合はプロポーザルにて提案下さい。 |
| 3 | 別紙 P4. 「現地調査」～現地調査時の同行者に関する質問 | 今回の業務指示書ではカウンターパートの記載がありませんが、現地調査時、サイトへの同行は、現地 JICA 事務所・支所および SAPP 事務局からの要請により当該国電力関係機関が対応いただけると考えてよろしいでしょうか。 | 5.(2)のとおりです。 本調査の実施に際し、SAPP 加盟各国との調整や必要な情報の提供等の支援は SADC 及び SAPP 事務局が実施することを事前調査時に確認しています。これら関係機関の協力を得ながら、加盟国との調整はコンサルタントが主体的に実施願います。また、必要に応じて JICA 事務所・支所とも相談の上、調査を実施願います。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 4 | 現地調査時の宿泊費 | アンゴラ等、物価が特に高騰している国について、貴機構指定の宿泊費単価では、安全性のある宿泊先が確保できないと考えられるが、契約交渉の際に見直しが可能でしょうか。本年、貴機構で公示の「アンゴラ国電力セクター改革プログラム実施支援[有償勘定技術支援]」事業の業務指示書 P.17 にはアンゴラの宿泊費について特別単価設定の記載がございますが、今回公示の業務指示書には同様の記載がございません。短期間でアンゴラの物価の状況が大きく変化したのでしょうか。 | アンゴラについては、治安等の事情により、宿泊施設が限られ、通常定められた宿泊料単価で対応が困難と判断しますので、ホテル宿泊期間分に関し、以下の宿泊料を上限に積算ください。 ルアンダ:27,300 円/泊 その他都市:既定単価 |
| 5 | 別添 1 P1. 4. 業務の内容 (ウ) 本邦招聘の受け入れにかかわる事務手続き 査証手配 | 日本入国のための査証手配について、コンサルタントの業務内容とされていますが、通常は、貴機構にて対応いただけると理解しております。 | 研修員受入事業では、受入にかかる手続きは JICA で行いますが、本招聘は研修員受入事業とは異なるものであり、受入にかかる手続きもコンサルタントの業務内容としています。 |
| 6 | 別添 1 P1. 4. 業務の内容 (ウ) 別添 2 P3. 3. 契約に含めることができる経費 本邦招聘時の受入に関わる旅費 | 本邦招聘に関わる旅費(航空券の手配)についてコンサルタントの業務とされており、かつ、本見積(契約)に含まれるとの指示がございます。また、招聘者の役職により、航空券等の見積金額に大きな差(別添 2 表 2)が生じるにも拘らず、実際の招聘者は調査の過程で決定されることとなります。実態と見積に大きな乖離が生じる可能性がございますが、問題がないとお考えでしょうか。 | 招聘者は区分 3 の局長・課長級の官僚、国際機関の中核職員を想定しています。 招聘者が確定した段階で、再度招聘に関する積算を行い、必要に応じて契約変更を行う予定です。 |
| 7 | 別添 2 P5.「招聘者の役職」～本邦招聘プログラムでの招聘者クラス | 本邦招聘プログラム各国・機関招聘者が仮に局長・課長級(区分 3)で見積もり、先方との協議や業務進捗によって、ハイクラス(区分 1 or 2)となった場合は、その差額は補てんされるでしょうか。 | 招聘者は区分 3 の局長・課長級の官僚、国際機関の中核職員を想定しています。 招聘者が確定した段階で、再度招聘に関する積算を行い、必要に応じて契約変更を行う予定です。 |

以上